

令和7年度 滋賀県地域アドボケーター研修実施要領

1 研修の目的

本研修は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第10条の規定に基づき、滋賀県地域アドボケーターが障害、障害者および障害の社会モデルに関する理解を深め、障害のある人が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要かつ適切な支援を行うために必要な知識とスキルを習得することを目的とする。

(研修の実施)

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

2 実施主体

滋賀県

3 研修日時

令和8年2月4日（水曜日） 13時30分から16時00分まで（予定）

4 受講対象者

滋賀県地域アドボケーターおよび滋賀県障害者差別解消相談員

5 研修内容（予定）

(1) オリエンテーション：県

(2) 講義：60分

①相談とは（面接技法を中心に）

②社会モデルとスティグマ

③エンパワメント

講師：彩社会福祉士事務所 坂本 彩氏（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員）

(3) アドボケーターマニュアルの説明：県

(4) 演習：60分

①相談支援のロールプレイ

②ロールプレイの振り返り

講師：坂本 彩氏

6 申込方法

電子メールで出欠報告をお願いします。

送付先：ec0006@pref.shiga.lg.jp

7 申込期限

令和8年1月16日（金曜日）17時

8 研修会場

滋賀県庁東館 7階 大会議室 〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1



9 受講料

無料 (ただし、研修会場までの交通費は受講者で御負担ください。)

10 研修の受講にあたっての配慮について

受講にあたっては、配慮すべき事項がありましたら、出欠報告の際、メール本文に配慮事項を御記入ください。(お電話での御連絡も承っております。)

可能な限り環境調整等を行います。

11 その他

- (1) 当日のプログラム進行状況等によっては開始・終了時間が変更になる場合があります。
- (2) リラックスして学んでいただけるよう、休憩はこまめに設定いたします。
- (3) 研修当日の午前7時の時点で、以下の場合は研修を延期します。

滋賀県南部において、気象警報（特別警報）が発令中

JR 琵琶湖線において、事故等により運転見合わせが発生し、再開見込みが立っていない

また、前日の段階で明らかに研修を実施することが困難な場合につきましても延期します。

この場合、当日の午前8時ごろをメドに申込時に記載いただいたメールアドレスへ連絡します。

12 研修に関する問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

企画・共生推進係「地域アドボケーター研修担当」

TEL : 077-528-3542 FAX : 077-528-4853

e-mail (電子メール) : ec0006@pref.shiga.lg.jp